

ニュース・レター

NEWS LETTER
Jun. 2008vol.
52

杉並病はここから 始まった

——清掃車が入る入り口(写真上)は、井草森公園(写真下の森)の向こう側にある。手前の道路は環状八号線。



CONTENTS

- ② 中下 裕子・「化学物質政策基本法」(仮称)を制定させよう!
- ④ 西村 啓聡・「化学物質政策基本法」(仮称)ロビー活動現場レポート
- ⑥ 小椋 和子・廃プラ(その他プラ)処理に関わる諸問題——〈前〉
- ⑪ 貴田 晶子/瀬川 恵子・重金属問題連続セミナー 第2回 報告 水銀汚染は終わってない!
- ⑫ 大森 隆史・重金属問題連続セミナー 第3回 報告 重金属汚染と毛髪ミネラル
- ⑭ 藤原 寿和・入門・重金属問題—その2 「水銀」について

「化学物質政策基本法」(仮称) を制定させよう！

事務局長・弁護士 中下 裕子

●化審法の見直し作業がスタート

化学物質審査規制法（化審法）の見直し作業が、環境省・厚労省・経産省の合同会合でスタートしています。化審法は、カネミ油症事件の発生が契機となり、昭和48年に、PCBなどの難分解性・蓄積性・毒性のある化学物質が新たに市場に出回ることのないように、事前にデータを届出させて審査し、製造使用を規制するために制定された法律です。当時は、世界初の画期的な法律でした。しかし、その後30余年を経て、今、その枠組みそのものを根本的に見直す時期を迎えていると思います。

●化審法の問題点

化審法の問題点は、まず第1に、法制定時に既に市場に出回っていた約2万種の既存化学物質に対しては、その適用が除外されたことです。これらの既存物質については、安全性点検作業が行われてきましたが、現在までに毒性等のデータ収集が完了したものは僅か300物質程度にすぎません。つまり、私たちは、安全性の確認のないままに、今もこれらの物質を大量に使用し続けているのです。これでは対策が後追いになるのも当然です。

第2に、規制の枠組みが、難分解性・蓄積性・毒性に限られていることです。しかし、良分解性であっても、大量に使用されたり、毒性が強い物質も、規制対象にする必要があります。またEUのように、非常に高い難分解性・高蓄積性のある物質（V P V B）は、たとえ毒性が不明でも使用削減に取り組むことも必要です。

第3に、実際に規制された物質の数が極めて少数にとどまっていることです。現在、製造使用が実質的に禁止されているのは僅か16物質にすぎません。生産量の届出や表示が義務づけられているものも、23物質にとどまっています。約10万種といわれる世界市場の化

学物質数に対して、この数はあまりにも少ないと言わざるを得ません。これでは健康被害の発生を未然に防ぐことなどできないのではないのでしょうか。

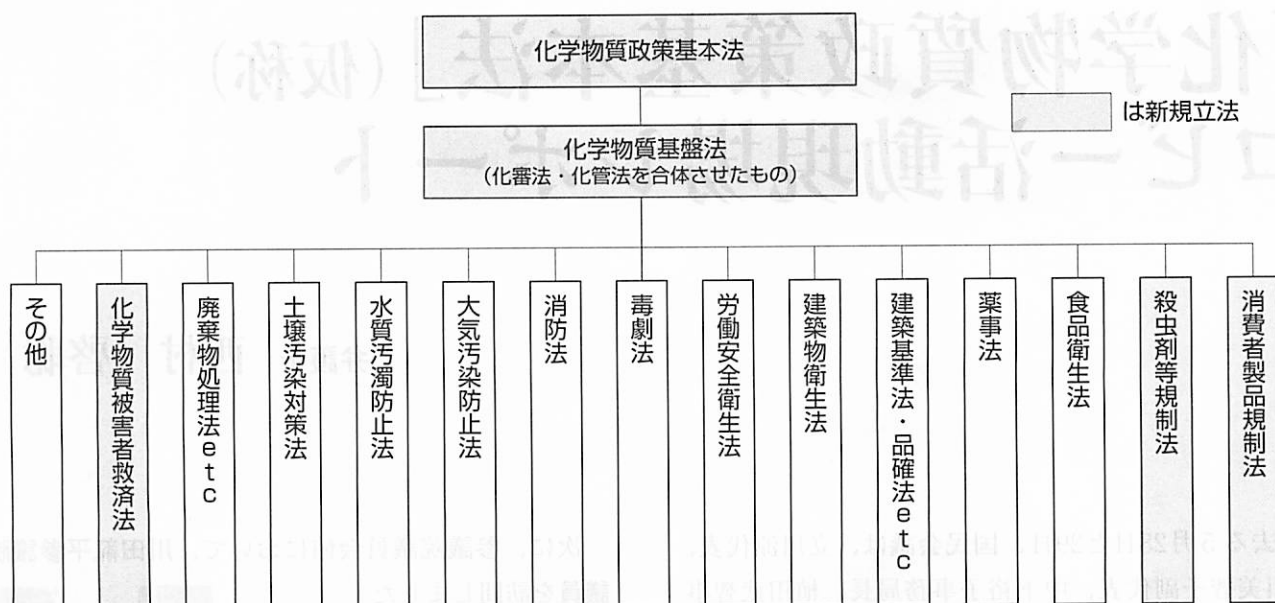
●化学物質政策の基本法の必要性

さらに、問題は化審法だけでなく、現行の領域・用途別の縦割りの制度そのものにもあります。現行制度は、省庁別に対策が実施される仕組みとなっていますが、対策が省庁ごとにバラバラだったり、対策に「すき間」が生じることもしばしば起こります。過去の水俣病・カネミ油症などの公害事件から、最近のアスベスト問題まで、被害が発生してから慌てて対策を強化するという失態を行政が繰り返しているのも、ここに原因の一端があります。

化学物質には光と影があります。影の面へのコントロールの欠如が、過去さまざまな公害事件を生み、今またシックハウス・化学物質過敏症などの新たな疾患を発生させています。さまざまなガン、アレルギーの増加や、最近急増している学習障害・行動障害などの発達障害の発症にも、化学物質の関与が強く疑われています。多種多様で大量の化学物質の影の面を十分にコントロールするためには、共通の基本理念や戦略の下に、関係省庁が相互に連携し、一貫性をもって施策を総合的かつ計画的に実施することが不可欠です。そのためには基本法の制定と、行政組織の一元化が急務だと思います。今、政府内で「消費者庁」の設置が検討されていますが、行政一元化は化学物質管理の分野でも求められているのです。

EUでは、約8年かけて従来の制度を抜本的に見直し、既存法令を統合した新しい法律「化学物質の登録・審査・認可に関する法（REACH）」を制定し、昨年からは施行しています。今こそ、わが国でも同じような取り組みを開始すべき時ではないのでしょうか。化審法の見直しを機に、その前提たる基本法を早期に制

化学物質対策基本法と個別法の位置づけ



定し、その下で化審法をはじめとする個別法の全面的見直しに着手すべきだと思います。

●化学物質政策基本法の内容

国民会議では、今般、「化学物質政策基本法」の試案を取りまとめ、立法、行政に提出するとともに、その実現に向けてロビー活動を行っています（4頁参照）。

基本法の内容は、同封の提言書をお読みいただきたいと思いますが、私どもは図のような法体系を構想しています。

基本法の基本理念・主な基本施策は表を参照して下さい。また、化学物質の登録・リスク評価等を司る一元的な行政機関として、「化学物質評価・調整委員会」（独立行政委員会）の設置を提案しています。さらに、施策の立案には、専門家のみでなく、市民を含むステークホルダーによる会議を開催し、十分な討議を経て、その結果が施策に反映されなければならないと提案しています。

●基本法制定を求める国民的運動を！

国民会議では、この提言を実現するために、より多くの市民・NGO・消費者団体・労働組合などに働きかけて、基本法制定を求める大きな国民的運動を展開していきたいと考えています。昨年のダイオキシン国際NGOフォーラム開催で発揮したNGOの力をさらに拡大強化して、基本法の立法化につなげていければと思います。どうか多くの皆様のご協力をお願いします。また、法案・運動へのご意見を、ぜひお寄せいただければと願っております。

基 本 理 念

- ①上市前のリスク評価（ノーデータ・ノーマーケットの原則）
- ②影響を受けやすい人々（胎児・子どもなど）や生態系への配慮
- ③ライフサイクル管理（研究開発から、製造、使用、リサイクル、処分に至るまで）
- ④予防的取組方法（予防原則）
- ⑤代替化の促進（代替原則）
- ⑥施策の制定へのすべての関係者の参加確保（協働原則）
- ⑦国際的強調

基 本 施 策（主なもの）

- ・化学物質基本計画の策定
- ・新規・既存化学物質の事前登録制度
- ・高懸念物質（発ガン性、生殖毒性物質など）への規制
- ・化学物質に関する情報共有、GHSに準拠した表示制度の構築
- ・非意図的物質の管理
- ・地震、火災、爆発事故などにおける飛散等の防止措置
- ・関係機関相互の密接な連携の下での施策の策定

「化学物質政策基本法」(仮称) ロビー活動現場レポート

弁護士 西村 啓聡

去る5月28日と29日、国民会議は、立川涼代表、神川美智子副代表、中下裕子事務局長、植田武智事務局、菊池美穂事務局次長、西村啓聡弁護士の6名で、化学物質政策基本法のロビー活動のため、衆参国會議員及び経済産業省、内閣府、環境省を訪問しました。

1日目の最初は、参議院議員会館において、民主党ネクストキャビネット環境大臣である岡崎トミ子参議院議員を訪問しました。

この訪問においては、化学物質政策の責任と役割を明らかにするために基本法を作る必要があるという立川代表の説明の後、中下事務局長から、消費者の保護のためには化学物質行政の一元化が急務であり、その一元化のためには、化学物質政策の基本を定める化学物質政策基本法や、化審法や化管法を統合した化学物質基盤法の制定が必要であるという説明がなされました。また、化学物質政策を実現する機関として、化学物質評価・調整委員会を現行の公害等調整委員会を改組することで設立するというプランの説明も行われました。

このような説明に対して、岡崎議員は、党内においても、化学物質政策基本法の話が出ており、今は基本法の制定においてはタイミングとしてよいと思う。今後、参議院の小委員会等で取り上げたいので、互いに協力しながら基本法の制定に向けて頑張りたいという心強い言葉をいただきました。このように、次の内閣の環境大臣である岡崎議員から強い賛同を得られたことは、国民会議の今後の活動において非常に大きな力になると思いました。

次に、参議院議員会館において、川田龍平参議院議員を訪問しました。

国民会議は、川田議員に対して、現行のシックハウス対策等は一貫性がないことを考えると、化学物質政策の縦割り行政を統一化して、消費者の安全を考えるべきである。また、化学物質過敏症の患者救済のためには化学物質被害救済法の制定が重要である。さらに、この件は省庁の抵抗が強いことから政治主導でなければ達成できないので是非議員に頑張っていただきたいという説明をしました。

これに対して、川田議員からは、以前、参議院の環境委員会でREACHを取り上げたことから化学物質政策基本法の問題意識はもっていた。日本の企業もEUのREACHに関わらざるを得ないので、日本としてもREACH同様の取り組みをしなければいけないと思っていた。このような基本法をよく作ってくれましたねというねぎらいの言葉をかけて頂きました。また、川田議員は、ヨーロッパという地域でREACHが実施されていることを考えると、今後日本も自国だけではなくアジア地域全体の規制を考えていかなければならないのではないかと問題提起されました。このように、川田議員からは、現行の化学物質規制への問題意識と国民会議の政策への前向きな姿勢が感じられました。

2日目には、参議院の院内に公明党の山下栄一参議院議員を訪問しました。カネミ油症のような被害が甚大になる前に、基本法を作り化学物資の氾濫を抑



えたいという国民会議からの説明に対して、山下議員からは、国民会議が提案する基本法や化学物質評価・調整委員会をどこの省庁が所管すべきかという基本法等の実現に向けた質問が寄せられ、山下議員の国民会議の政策提言への前向きな姿勢を感じました。

次に、国民会議は、参議院議員会館において、民主党の福山哲郎参議院議員を訪問しました。

福山議員からは、本提言への賛同の言葉と共に、現在、福山議員が力をいれている生物多様性に関する基本法の取り組みが、本提言の骨子である化学物質政策基本法の制定に向けて参考になるのではないかとアドバイスを受けました。

その後、国民会議は、議員会館をひとまず後にして、経済産業省の照井製造産業局次長を訪問し、意見交換を行いました。

2日目の午後からは、国民会議は、参議院議員会館において、自民党の古川俊治参議院議員を訪問しました。

国民会議は、古川議員に対して、基本法を制定してその理念を化学物質政策全体に及ぼすこと、既存の組織を改組して化学物質政策の一元化組織を設立し化学物質政策の企画中枢を作り戦略的な国の化学物質政策を行うことという本提言の趣旨を説明しました。

これに対して、古川議員は、特に基本法の制定については賛成であり、国民会議が提案する化学物質評価・調整委員会についても、予算等の現実を踏まえて実現すべきではないかという意見を述べられました。古川議員からは、国民会議の本提言について非常に前向きな姿勢が感じられました。

次に、国民会議は、衆議院議員会館において社民党の阿部知子衆議院議員を訪問しました。残念ながら阿部議員は不在でしたが、阿部議員の秘書官と意見交換をしました。

その後、国民会議は、内閣府に移動し、内閣府総合科学技術会議の環境エネルギー担当者と意見交換

をしました。同会議は、技術的側面から化学物質の総合的な評価を試みており、大変有意義な議論となりました。霞ヶ関においても、国民会議と同様な問題意識をもっている組織があることに勇気づけられました。

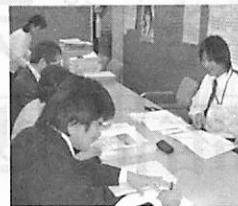
内閣府を後にした国民会議は、再度参議院の議員会館に戻り、公明党の加藤修一参議院議員を訪問しました。

国民会議からの本提言の説明の後、加藤議員は、本提言と同じ分野について以前から取り組んでいるが、今はREACHという風が吹いているのを感じている。そして、基本法等の問題は、党としてやる必要があると考えているので、党内のPTで国民会議からヒアリングをしたいと述べられました。この訪問においては、化学物質政策において日本は他国の動向に左右されるのではなく独自のモデルを構築すべきではないかという立川代表の言葉が印象に残りました。

その後、国民会議は、議員会館を後にして、環境省石塚環境保健部長を訪問し、意見交換を行い、今回のロビー活動における全日程を終了しました。

以上の議員や省庁の訪問の外、国民会議は、市田忠義参議院議員（共産党）、川口順子参議院議員（自民党）の事務所を訪問し、今回の提言に関する書類を両議員の秘書に渡しました。

今回の衆参国会議員及び各省庁の訪問を終えた感想としては、化学物質政策基本法に関する国民会議の諸政策は、非常に時機を得たものであり、実現可能性が高いということです。特に、国会議員の先生方の感触は、与党野党を問わず非常に良いものであり、国民会議の一員として大変心強く思いました。



廃プラ（その他プラ）処理に関わる諸問題——〈前〉

廃棄物系化学物質による健康被害者支援科学者グループ 小椋 和子

目 次

〈前編〉

はじめに

1. ゴミ焼却の問題点
2. 容器包装リサイクル法の問題点
3. 一般廃棄物の「その他プラ」のリサイクルの仕組みと問題点
4. あるリサイクル業者、ケミカルリサイクルの現場
5. 廃プラ施設周辺健康被害
6. 健康被害が無視される理由

〈後編〉（次号）

7. 各自治体の廃プラリサイクル新事情
8. プラスチックリサイクルの現状
9. プラスチックの処理はどうあるべきか
10. 国民の健康を守る法律はあるか
11. 有害物質から身を守る方法（終わりにかけて）

はじめに

容器包装リサイクル法が改正されてからまだ間がないにもかかわらず、このところ東京23区ではにわかに廃プラ問題が浮上してきた。そのきっかけは東京23区清掃一部事務組合（以下一組と省略）が平成20年からの廃プラ全面焼却を打ち出した事による。

同組合は東京都清掃局が平成12年度に解体され、清掃事業が区に移管されることにより、暫定的に設置されたのである。しかし、区への移管はあくまでも方向性であって実行するのは不可能であることは当初から目に見えていた。なぜならば、移管されるとすべての区が焼却炉を持ち、焼却事業を行う必要がある。案の定、焼却炉の建設地が見つからない区があること、23区内には一般ゴミ量にみあう十分な焼却炉がすでにあること、さらに資源ごみの回収により、焼却ごみ量（紙ごみと厨芥ごみ）は減少し続けていることにより、燃やすごみがなくなるおそれが出てきたことなどでゴ

ミ行政の区の独立はなしくずしとなったのである。

その結果、事実上の広域清掃事業連合組合として一組は現在も存続しているのである。一組は23区の区長会が運営することになっているのであるが、実際には旧清掃局が実権を握っており、区長会は傀儡政権に過ぎない。23区のごみ政策は現在、一般ゴミの収集は区が担当、焼却は一組、埋め立ては東京都環境局という3層構造となっている。

プラスチックはもともと一般廃棄物であり、全国では焼却を基本とする自治体および埋め立てをする自治体が半数ずつあった。平成7年に環境省と経済産業省は容器包装リサイクル法を成立させた（平成18年に改正）。この中に容器包装リサイクルの対象となるプラスチックの「その他プラ」が位置づけられている。

これまで23区では不燃ごみとしてプラスチックをカンやビンなどと共に収集し、資源のカンおよびビンを除去した後、埋め立てていたのであるが、埋め立て地の不足を理由に平成20年から全面的に廃プラの焼却が打ち出されたのである。東京都の廃棄物審議委員会が平成16年に環境省に先立って廃プラの焼却を決定したことからはじまったとされている。23区の平成20年からの廃プラ全面焼却は以上の経過により開始されたのである。しかし、埋め立て地の逼迫というよりも焼却炉に見合うゴミ量が減少したことが最大の理由と区民は考えている。

全面焼却に対して各区では国が定めた容器包装リサイクルを進めるべきとする区民におかれてリサイクルを行う区が出てきた。したがって分別方法が各区により異なり、ちょっとした騒動となっている。

筆者は杉並病を調査した経験からプラスチックのリサイクルには健康被害をもたらす危険性があることを多くの人に知っていただきたく、この文章を書くことにした。

1. ゴミ焼却の問題点

有機ゴミは焼却すれば、二酸化炭素や水となり、素材の有害物質を含む化学物質が広く薄く地球に散らばることになる。人間にとっては目の前から固形のゴミが消え、幸せであり、さらに企業は大量生産が可能となる。この図式はダイオキシンをはじめとする有害物質の排出を抑制するために焼却炉が高性能化したことによってますます勢いづいている。高性能とはいえ、有害物質を完全に除去して排気することは不可能であり、フィルターの劣化などで思わぬ被害が出ないとも限らない。

最悪なのは日本には焼却炉からの有害物質の排気基準は無いに等しい。ダイオキシン類対策特別措置法によるダイオキシンは多くの人が知るように測定が1年に一度4時間、安定した時に測定すればよいという、分析の素人でも不思議に思う内容となっている。現在のところ各焼却炉のダイオキシン濃度は国の新設施設の基準値(0.1ng-TEQ/m³N)を大幅に下回っている。その結果、大気中のダイオキシン濃度の起源を説明できないという笑話にもならない状態である。真の排出量を知るためにはベルギーのように連続的な測定が必要であることはいうまでもない。

ダイオキシン以外に排気ガス中や焼却灰や飛灰のなかの重金属などの有害物質や灰溶融炉による溶融物の有害物質など焼却に関連する基準が十分にないことやあっても分析方法の不備などで行政に対する不信があり、焼却に反対する区民も多い。

2. 容器包装リサイクル法の問題点

国が制定した容器包装リサイクル法では廃プラの分類が今までのような素材ごとと異なり、ペットとその他プラのみになった。ペットというのはポリエチレンテレフタレートであり、ほとんどがボトルである。ペットは別個に回収されること、素材が同じであるのでペレットに戻しやすく再生品を製造することは容易である。しかしながら、リサイクルの際のエネルギー消費や環境汚染、再生品の質の問題等を考慮するとリサイクルすることが良いことかどうかは意見の分かれることである。

一方、経済産業省や環境省が定めたその他プラについては素材が多種であること金属とラミネートになっているものなど複合素材、複合材質の容器も非常に多

い。これらから再製品ができるとは到底思えない。実際に製品となったNFボードや擬木、パレットなどをみても強度について疑問がある。そのために新しいポリプロピレンで補強が行われている。このことはプラスチックを生産したことのある企業や研究者は当然認識していて、材料リサイクルが不可能であったことを新聞で報道(告白)した業者もある。

日本テレビではリサイクル製品を追跡している番組(アクション)を制作し、環境大臣が持参したハンガーがリサイクル製品ではない可能性を指摘している。それにもかかわらず、材料リサイクルの推進を掲げている環境省は不可能を強いているわけで反省すべきである。再生紙に偽装があったことからわかるように再生プラはバージンより高い価格であり、品質は劣悪なのである。

3. 一般廃棄物の「その他プラ」のリサイクルの仕組みと問題点

容器包装リサイクル法では企業が処理費を支払うことにしているが、実際には企業が支払う費用よりも自治体が日本容器包装リサイクル協会に引き渡すまでに支出する費用がはるかに大きい。

プラスチックの質の問題であるが、先に述べたようにアルミ箔が重ねてある菓子の包装材、レトルト食品など空気を遮断するための幾重にも種類の異なる素材の商品にプラマークが記されている。これらのプラゴミは分別しない限りそのまま材料リサイクルをすることは理論的に不可能なのである。

プラスチックは製品になるまでに劣化防止、強度、柔軟性など目的に応じて1000種以上の添加剤を加えたさまざまな物質の混合物である。

自治体はこのようなプラマークが着いているその他プラを各家庭から収集し、圧縮施設に運搬する。施設では袋を破碎してベルトコンベア上で多くの人が手選別で適合しないゴミを除く。適合したプラを圧縮機によってバール梱包し、リサイクル業者に引き渡す。こままでが自治体の役目である。

自治体の意向と関係なく、財団法人日本容器包装リサイクル協会のもとで落札したりリサイクル業者がこのバールを引き取りに出張し、ようやくリサイクルが始まる。

リサイクル業者は約250社あるということであるが、

それらは材料リサイクル、ケミカルリサイクルが主で環境省が推進する材料リサイクルはパレット製造、擬木、NFボードの製造などが知られている。

4. あるリサイクル業者、ケミカルリサイクルの現場

ケミカルリサイクルを請け負っている1つの業者で行われている作業について述べる。主にコークス製造に利用される。できた偽コークスを本物に5%ほど加えて製鉄に利用するのである。

作業を簡単に述べると、引き取った自治体のバールをまず破碎し、プラ種類選別機でフィルムなどの軽量物と重量物に分け、それぞれ一次破碎機、手選別を行った後、磁選機にかけ、二次破碎機にかける。フィルムなどはドイツ製の比重選別機で塩ビを除去し、残存物を粒状に成型する。固形やボトル系の重量物は一次破碎の後、風選機にかけ、さらに二次破碎した後、分級する。軽量物から出来た粒とこれらを混ぜて大型の塊に成型してコークスにする。この企業の担当者はその他プラとして引き取ったゴミのうち、コークス製造では85%、高炉還元では75%が利用できるとのことである。別の企業では約50%との証言を得ている。残りは産業廃棄物となる。

材料リサイクルでも収集したその他プラの約半量が利用不能で産業廃棄物として処理されている。

5. 廃プラ施設周辺健康被害

1) 杉並区井草に東京都が建設した不燃ごみ（プラスチック、カン、ビンその他、燃やさないごみ）の中間施設は平成8（1996）年に稼働と同時に周辺住民が被害を訴えたことにより、問題が明るみに出た。この施設は収集車が回収した不燃ゴミを圧縮し、嵩を減らして東京湾の処分場まで運搬することを目的に建設された施設である。当時は原因が明らかでなく、東京都は原因の調査を行い、専門家集団を駆使して解明を試みた。

杉並区は環境課が被害を調査し、周辺の住民を訪問したりアンケートを行った結果、同年の7月には864名中123名が不調を訴えた。11月のアンケート調査では、対象者5800名のうち回答者は1392名で、そのうちの319名が不調を訴えた。しかし、なぜか区の保健所は保健所に訴えがあり、認めた52名の住民のみを被害

者と捉え、被害を受けた時期を特定した。その結果、7月が12名で被害のピークとしたのである。

この結果は東京都が被害の原因を硫化水素とするために都合が良いことであった。東京都は施設を洗浄した水を処理せずに下水道に放流していた。そのために処理水中の硫化水素が下水道から発生し、住民に被害を与えたというストーリーをでっちあげたのである。その放流を中止したのが7月なのである。

さらに杉並区が3年後の平成11年5月（1999年）に行った本格的な疫学調査により、それより1年前以降（平成10年から11年5月まで）にあらたに被害を受けた人数を調査した。保健所で計算した値は真実を示し、明らかに井草地区はその時点においても初期同様に対照の3地区（永福、久我山、和田）よりも被害を訴える人が多かったのであるが、最終的な報告書ではそれを改ざんして他の地区と変わりがないと報告をしたのである。したがって杉並病の新たな発生はないと結論したのである。したがって、現在も中継所は杉並区、中野区、練馬区の不燃ごみを集めている。これらの詳細はピコ通信（第107号、2007年7月23日）に記載した（文献1）。ようするに下水の放流を中止したので被害は収まったことにしたのである。

被害者の18名が原因裁定を求めた公害調停委員会は2002年6月26日に化学物質を特定せずに中継所の稼働と健康被害との因果関係を認めた。しかし、被害を受けた時期を同年8月までとした。その原因は先に述べた保健所の有訴者のピークと下水放流の中止の時期の一致にある。先に述べたように、1999年の杉並区の疫学調査の改ざんした虚偽報告はこれを補強する材料なのである。

この結果、現在は被害がないことになった。したがって市民や支援科学者の要求にもかかわらず、国、東京都、杉並区は健康調査を行うことを拒否している。

一方、被害者は事件以後、アンケート調査を10年の間毎年行ってきた。現在は地元の市民連絡会がアンケートをつづけており、転入してきた住民が被害を訴えていることが判明している。重度の被害者は転居した人が多いが、転居した人も現地に住み続けている人も重篤となっている人がいるとのことである。

転居して療養を続けている被害者の1人が現在、東京都に対して損害賠償を求めて裁判を続けている。詳細はピコ通信（第112号、2007年12月25日）を参照さ

れたい（文献2）。杉並病については多くの著書や文献が発行されている。支援科学者のホームページ www.suginamibyo.com に資料のリストが掲載されているので参照されたい。

2) 寝屋川におけるパレット製造工場周辺健康被害

大阪市寝屋川に建設されたパレット製造工場は住民の操業差し止めの申請が却下され、2005年4月から操業を開始した。住民は杉並病を調査し、有害物質発生を事前に察知し、有害物質の測定や疫学調査を準備していた。残念ながらその予測的中し、被害が発生した。岡山大学の津田敏秀氏の疫学調査により工場を中心として700m以内と対照とした2800m以遠を比較したところ工場による被害の発生が判明した。また、地元の医師は化学物質過敏症の患者20名を認定している。

3) 寝屋川ではあらたに4市（寝屋川市、枚方市、交野市、四条畷市）合同の廃プラ処理施設が2008年2月に稼働を開始した。それと同時に高い濃度のTVOC（総揮発性有機物質）が検出され、住民の危惧はあらためて現実のものとなった。パレット工場を含め廃プラ圧縮施設の操業停止の裁判は6月12日に結審を迎え、9月頃、判決が出る予定である。

4) 廃プラ圧縮施設およびRDF（ゴミ由来の燃料）製造施設周辺の被害

廃プラ圧縮施設やゴミを燃料とするために圧縮する施設周辺の被害はいくつか散見するが、なぜか大きな声にならない。著者らは被害の収集を行っているのでこの文章を見た方は是非知らせていただきたい。

6. 健康被害が無視される理由

1) プラスチックからの有害物質の発生について沈黙する専門家

プラスチックから有害物質が発生することはプラスチックの専門家やRPF（廃プラスチック由来の燃料）を製造する業者はほとんど認識している。さらに圧縮をすると大量に多くの化学物質が発生する。使用済みの廃プラや金属などが混入しているとさらに多くなるのである。また、これらは可燃性なので発火現象が起き、しばしば火災が発生する。プラスチックを大量保管することは大変危険なのである。有害物質が発生することやそれらが可燃性であることは某圧縮業者によるとすべての圧縮機メーカーは認識していると

のことである。

このことはすでに樋口・林が総説を発表（ピコ通信、第82号、83号、文献3）しているが、杉並病発生を契機に東京大学大学院新領域創成科学研究科影本浩教授の研究室でプラスチックの原料物質を摩擦、圧縮および放置することによって多くの種類の物質が発生することを確認している。使用済みのプラスチックではさらに多種の化学物質が発生することを東京大学大学院新領域創成科学研究科柳澤幸雄教授が報告している。メカニズムとしてはマイクロプラズマ反応などごく微細な面積でメカニカルによって発生する反応が産業総合研究所の研究者によって提唱されている。

プラスチックから可燃性の有害物質が発生していることは健康面のみならず、災害の面としても大変危険であるにもかかわらず、なぜか一般の人には知られていない。おそらく業界もそれを擁護する行政も情報を隠しているからだと思われる。

本年2月に関係5省庁の総合科学技術会議 科学技術連携施策群というグループの「総合的リスク評価による化学物質の安全管理・活用のための研究開発群「総合的リスク評価による化学物質の安全管理・活用に対する各省の取り組み」平成19年度対象施策・成果報告会」が開催され、たまたま著者はそれに参加する機会があった。

国立環境研究所の野間幸生氏はその中で、「資源性・有害性をもつ物質の循環管理方策の立案と評価」と題して講演を行った。詳細については講演要旨のみで論文を読んでいないので不明な点が多いが、材料リサイクルを想定したプラスチックの圧縮で発生する有機物質について報告している。そのなかでは詳細な化学物質名が掲載されているのはウレタンのみである。それによると、熱をかけてウレタンを圧縮すると含窒素シクロ環、含窒素芳香族、芳香族アミン類、イソシアネート類、紫外線吸収剤、難燃剤、可塑剤、抗酸化剤、シクロ環など、各種添加剤や分解物など多種の化学物質が検出された。イソシアネートは被害者の一人が原因物質と指摘している化学物質である。

また、環境に関して、廃プラの手選別室および圧縮機周辺の空気を調査し、大量の重金属類、VOC類を検出している。この結果、圧縮機だけでなく手選別室の空気に高い汚染があることがわかった。

著者は多くの廃プラ処理施設をこれまで見学してい

るが、その際の空気は粉塵だけでなく有機物質や目に見えないものの、粘着性の物質の存在を感じている。行政から発信した報告を聞いたことがなかったが、国立環境研究所ではおそまきながらリサイクルの現状で汚染物質が発生していることを明らかにした。

2) 化学物質による被害についての行政および医学者の対応

プラスチック処理の際にはすでに述べたように手選別段階、圧縮段階で作業者が有害物質に曝露される。杉並病や寝屋川事件のように住宅地に処理施設が建設されると住民がこぞって被害を受けるのである。

杉並病被害者は区の保健所ならびに医者に「気のせい」、「更年期」といわれなき言葉で傷ついてきた。先頃はやりの硫化水素自殺のように即死するか伝染病のような症状であれば被害を認めるが「化学物質過敏症」はなぜか医学者の間で混乱がある。臨床医学の立場の人はほとんどが認めているにもかかわらず、毒性学の医者は決して認めようとししない。

専門家ではないので断定はできないが、量―反応関係にこだわっているような古い医学者や研究者は「化学物質過敏症」のような人によって発症の仕方が異なる事象（遺伝子多型）については理解不能のようである。このことは環境ホルモン問題に対しても同じ事が言える。

だが、事実、被害者（＝患者）は存在する。患者を救うのが医学者のつとめであるし、バックアップするのが行政の筈であるが、医学者が「化学物質過敏症」を否定しているかぎり、行政もここぞとばかり追従して被害を認めないし、対策を取ろうとししない。被害者はこの時代に生きたのが不幸であるが、人間として同じような被害者が発生しないように被害者は何も知らされていない市民に警告を与える義務があると思う。

3) 環境行政

健康を守るための大気関連の法律はわずかしかな。たとえば環境基準ではベンゼン、など4つの物質がある。ダイオキシンは特別措置法により基準がある。そのほかは7つの化学物質の指針値がある。これらの基準や指針値は行政による測定の前平均で示される。しかし、たとえこの濃度を超えた数値が被害地で測定されたとしてもそれと健康被害との関連をつけるのはほとんど不可能である。

廃プラ処理施設周辺で健康被害を受けたとして大気

中の化学物質を測定してもわずかしかな項目の環境基準値（年平均であらわされる）を超えることは珍しい。なぜならば、測定は周辺360度の方位で連続的に測定することは不可能なので、たまにわずかの物質を測定した結果で検討されるからである。化学物質の種類も存在するだけでも十数万種はある。

著者は環境省の中央環境審議会大気環境部会の有害大気汚染物質排出抑制専門委員会をほぼ毎年傍聴している。杉並区が中継所およびその周辺で毎年いくつかの化学物質濃度を測定しているので、国の調査報告と比較してみた。有害大気汚染物質の濃度は全国平均では年々減少しているが、中継所付近の大気濃度はそれらと比較すると非常に高い。また、検出限界を高く設定しているために検出限界以下と杉並区は報告している化学物質が多くある。その結果を普通の人が見ると濃度が低いと考えがちであるが、専門的に見ると、低くはないのである。全国平均とくらべても発生源周辺（一般環境、発生源周辺、沿道と3つの区分がある）の濃度よりも高い場合があり、中継所周辺の環境は他の地域と比較すると劣悪なのである。住んでいる方には申し訳ない言い方であるが、現在もなお、杉並区井草はシックタウンの町なのである。

規制の対象となるのは排気基準である。たとえば東京都で言えば環境確保条例がある。この条例の排出基準は濃度で規制され、その値は想像できないほど高い値である。たとえば、ベンゼンでは環境基準の3万倍以上である。テトラクロロエチレンとトリクロロエチレンは1500倍、ジクロロメタンは1300倍である。これらの高い濃度が許容されているので、さすがに中継所からの排気ガスがこのような高レベルにはならない。しかし、排風量が大きければ、総排出量は非常に大きい値となり、施設周辺の空気は希釈されることなく、排気ガスで満たされることになるのは常識的にわかる。

排出規制が濃度のため、大量の複数の物質を排出したとしてもわずかししか決められていない対象物質の濃度が超えていなければ、違反とはならない。

一方、毒性についてはほとんど分かっていないと言っても過言ではない。毒性が不明なので、健康被害を証明するのは困難である。

（以下、次号）

水銀汚染は終わってない！ 有害金属コントロールに関する国内外の動向

表題のセミナーが4月20日（日）に食糧会館で開催され、約50名の参加がありました。

貴田晶子さん（国立環境研究所・循環型社会・廃棄物研究センター）が「水銀の環境排出」と題して、また、瀬川恵子さん（環境省環境保健部環境安全課）が「環境中の水銀管理に関する国際的な取組」を話されました。

お二人とも平成18年度に設置された環境省の有害金属対策策定基礎調査専門検討会の委員です。この検討会は国際連合環境計画（UNEP）が重金属の対策を強化するべくワーキンググループを組織したことにより日本でも設置されることになったのです。

貴田さんは水銀の課題として国際的にメチル水銀の毒性評価が行われた結果、摂取許容量が下げられたこと、国内的には魚類の摂取制限、アジア圏への廃棄物の輸出の問題、有害物質の排出抑制が課題であり、国際的には石炭燃焼による水銀発生とその長距離移動の問題、感受性の高い女性、妊婦、胎児への健康影響が問題とされているとの報告がありました。

瀬川さんは、1. 世界の水銀利用、2. 我が国における水銀に関する取り組み、ならびに3. UNEP重金属プログラムの概要について話されました。世界の需要の最大は金採掘、つぎに塩ビモノマーの製造です。日本では現在は使用していませんが、アルカリ製造の触媒や歯科用のアマルガムなどがあります。電池の需要も大きい割合です。

日本は自主的な取り組みとして水銀量の削減につながるように各種製品の製造工程における水銀の削減に努めています。その他、海外への情報発信として国立水俣病研究センターを中心に水俣病の被害の事例の共有や、分析手法等に関する国際研修を行っています。また、世界における水銀管理が進むように法的拘束力のある文書の検討及びパートナーシッ



貴田晶子さん



瀬川恵子さん

プログラムを進めているとのことでした。

日本においては水銀の採掘は1974年の北海道の鉾山の閉山を最後に行われていません。現在は電池、照明器具、計器、無機薬品、医療機器など製品や廃棄物から約15t/年、精錬副産物などから約75t/年の金属水銀が回収され、出荷されています。水銀は2006年にはイラン、香港、インドなどに輸出され、輸出量の総量は2006年は2001年の15倍です。それに対して輸入は同年の輸出量の1.4%です。この結果は日本が水銀フリーを果たしてきた結果です。工業的には苛性ソーダや塩ビモノマーの製造に水銀を使用しないことや農業として使用されてきた水銀の化合物の代替品を製造することなどで削減がはたされています。また、家庭用品で従来使用されてきた殺菌やカビ防止剤などの法定基準が1975年1月1日に制定されてから使用できないようになったとのことでした。水銀電池も現在は削減されています。

一方、蛍光灯は省エネ対策としてますます利用が広がると予想されますが、1個あたりの水銀使用量が低減されているとのことでした。国内では蛍光管廃棄物の取り扱いが今後の課題です。

UNEPとしてのプログラムは水銀対策のための条約制定の可能性を含め、対策強化の選択肢を検討し、2008年10月頃に予定されている第2回作業グループ会合において結論を得て、2009年2月の第25回UNEP管理理事会に報告される予定です。

（文責 小椋和子）

重金属汚染と毛髪ミネラル

— 子どもたちの心身の健康のために —

講師：銀座サンエスペロ大森クリニック院長 大森 隆史先生



連続セミナー第3回目は、毛髪に含まれる有害金属と子どもの健康問題、特に自閉症や学習障害、の解明と治療に取り組んでこられた大森隆史先生にお話していただきました。有害金属の毒性についての細胞レベルでの説明はかなり難解な部分もありましたが、参加者の理解への熱意があふれているセミナーでした。

解毒学—デトキシコロジーを目指して

有害金属や有害化学物質等への取り組みは、現在、毒物学で止まっており、毒性を明らかにし、環境リスクを評価して死亡率やハザード比を明らかにするに止まっている。現在進行しつつある有害金属（毒物）による子どもたちの健康異常や発達障害への認識や治療への解決策が現代医学では見出せていない。身体症状を改善・治療する（本当の意味でのデトックス＝排泄による）科学としての解毒学（Detoxicology）が日本では成立していない（成立できない）と大森先生は言う。

多動の子どもたちは、治療されていく過程で「自分は動かなくなかった」と声を上げるという。多動や注意欠陥といわれる症状は、固定された疾患ではなく、脳内の問題であり改善の余地がある。多動や発達障害などの主たる原因は、生まれた時点ですでに有害金属に汚染されているからである。またこれらの障害のもう一つの背景には遺伝的差異が関係することも分かってきているが、どちらも治療によって症状の改善は可能である。

環境中の有害金属の遍在—人体への慢性的な蓄積

ある金属（ミネラル）が毒性を持っているということは、ダイオキシンなどの化学物質も同様であるが、多くの場合、これらの金属は生命進化の過程で体内の構成成分や代謝反応に使われなかったため、人体内にそれらの金属への解毒機能が備わっていないからである。18世紀の産業革命以降、人間の活動によって地殻中にあったさまざまな金属が採掘され利用されていく中でこうした金属も環境中に放出されてきた。特に過去数十年は活発な資源開発と産業活動によって環境中の有害ミネラルは急激に増加しつつある。

たとえば、1500年前のカナリア諸島の人々と現代人の骨に含まれるカドミウムと鉛の濃度を比較すると、カドミウムは約6倍、鉛は約7.5倍にもなる。その結果、私たちの体内にはさまざまな有害金属が微量ながら慢性的に蓄積していて、さまざまな健康被害が出ている。こうした健康被害は、水銀によるヒアルロン酸の合成阻害による肌荒れやしわなど、ミネラルの種類や濃度そして遺伝的背景によって多様な症状として顕在化してきている。しかも、現在、100人に1人の割合で障害を持った子どもが生まれている。

有害金属による細胞機能のダメージ—カルシウムポンプ

生命を考えるには先ず生命の単位である細胞レベ

ルで考えることが重要であり、有害金属による子どもたちの異常や健康被害を考える時も、当然、細胞レベルで考えることが出発点であると大森先生は説く。

生体の60兆個の細胞を円滑に働かせるための信号伝達には、ナトリウム、カリウム、マグネシウム、カルシウムなどさまざまなミネラルのイオンが使われている。一般にイオンの濃度の低いところから高いところへイオンが運搬される場合（濃度の高低に逆らう場合）エネルギーを必要とし、その運搬の働きをポンプという。ポンプの働きは細胞膜の特殊なタンパク質によっておこなわれている。

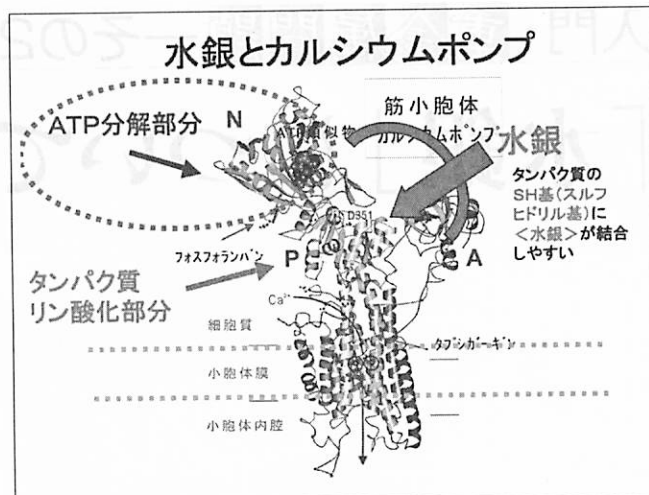
最も広範に使われるのがカルシウムイオンで、カルシウムポンプによってカルシウムイオンの運搬がおこなわれる。その一つである筋肉細胞の場合、筋収縮はカルシウムイオン（以後、単にカルシウムと表記する）によって制御されている。たとえば筋肉では、筋小胞体と呼ばれる組織がありカルシウム貯蔵庫になっている。そこからカルシウムが筋肉細胞中に放出されると収縮が起り、次にカルシウムポンプを使って筋肉細胞からカルシウムが排出されると弛緩が起る。

鉛や水銀が身体の細胞の働きを阻害するメカニズムは次のように説明できる。体内に取り込まれた重金属、たとえば水銀は、このカルシウムポンプを構成するタンパク質、特にタンパク質の成分であるアミノ酸のなかでイオウを含むアミノ酸（SH基をもつ）に結合し、カルシウムポンプの働きを阻害する。また、鉛は、このポンプを働かせるために必要な、体内のエネルギー源であるATP（アデノシン三リン酸）に結合し、カルシウムポンプにエネルギーを供給できなくさせることによって、やはりこのポンプが働かなくなる。

つまり鉛や水銀が細胞膜を通過するカルシウムの運搬を阻害することによって、細胞内にカルシウムが満杯になり、細胞機能の低下が起り、さまざまな異常が起る。実際に母親の毛髪の水銀濃度が高いと乳児のカルシウムポンプの活性が低下することが明らかにされている。

脳内のカルシウムポンプ

大脳の前頭前野で、感情や表現を調整している扁桃



体、そして記憶をつかさどっている海馬の各細胞で水銀や鉛によってカルシウムポンプの機能が阻害されると、細胞内にカルシウムが蓄積される。また、ある遺伝子に変異がある場合、体質的に鉛を蓄積しやすくなり、扁桃体や海馬の細胞内にカルシウムが同じように蓄積される。その結果、扁桃体や海馬の細胞機能が円滑に進まなくなり、神経伝達物質であるセロトニン、ドーパミン、ノルアドレナリンを介して、不安感など情動のコントロールができなくなったり、記憶・学習力の低下が起ったり、行動の活発化や攻撃性が起こったりするという。

有害金属—水銀、鉛、ヒ素、カドミウム、アルミニウム

カドミウムは鉛とともに骨に沈着し骨粗しょう症を起こす。日本の米の含有カドミウム量はかなり高く、玄米では糠の部分にカドミウムが多く含まれる。また、鉛は、大森先生の毛髪検査値解析によって、母親と子どもの間に相関関係が示唆された。鉛は、鉛管が使われていることにより水道水が汚染源の可能性もある。またアルミニウムも水道水が汚染源の一つであると考えられるが、日本では基準値がない。

水銀については、現在、中国などの発展途上国による石炭火力発電によって環境中に大量に放出され、海洋の水銀濃度が上昇し、魚の水銀濃度も上昇しているといわれる。また、ヒ素は海底火山から出て海水中に含まれ、海藻そして魚に含まれる。水銀は、ワクチンの殺菌作用のために使われるなど子どもの健康に影響を与えている可能性がある。

（文責：森脇靖子）

「水銀」について

常任幹事 藤原 寿和

前回からはじまったこのシリーズで今回は水銀を取り上げたいと思います。前回の鉛も歴史的にはたいへん古くて新しい問題ですが、水銀も鉛同様古くて新しい問題といえます。被害との関連では、水銀は鉛以上に日本の内外で人口に膾炙された物質であるといってもいいかと思います。それは「水俣病」「ミナマタ」として全世界的に知られることになった有機水銀中毒事件の原因物質であったためです。

●水銀の歴史

水銀は古代においてはその特性や外見から不死の薬として珍重されてきました。特に中国の皇帝に愛用されており、それが日本に伝わり飛鳥時代の持統天皇も若さと美しさを保つために飲んでいたとされます。また、東大寺の大仏像の金鍍金を行うのに金と水銀のアマルガムを大仏に塗った後、水銀を蒸発させて行われました。一説には、この際起こった水銀汚染が平城京から長岡京への遷都の契機となったといわれています。また、水銀の硫化物は辰砂（しんしゃ）と呼ばれ、朱色の顔料として用いられてきました。始皇帝を始め多くの権力者が命を落としたといわれており、中世期以降、水銀は毒薬として認知されるようになりました。

世界中において有機水銀はかつて農薬として広く使われ、1970年代にイラクでは、メチル水銀で消毒した小麦の種を食用に流用したパンによって有機水銀中毒で400人以上が死亡する事件がおきた。そして、その毒性から現在は使用が禁止され、代わりに無機水銀などが使われるようになりました。

日本で水銀が工業的に使用されるようになるのは

明治期以降で、無機化学工業の進展や農薬として使用される有機水銀化合物の生産に伴って、労働者の水銀被曝問題や環境汚染問題がクローズアップされるようになりました。その頂点に立ったのがチッソによるアセトアルデヒドの生産に触媒として使用した無機水銀(硫酸水銀)に由来するメチル水銀汚染問題でした。この問題を境に、日本では急速に水銀の生産・使用の制限が行われるようになり、現在では一部の用途でのみ使用されているだけです。

●水銀の用途

水銀は表に示すように、歯科アマルガムや各種金属とのアマルガム利用や、化学反応の際の触媒や農薬をはじめ無機薬品、気圧計や温度計、体温計などの計測機器、電池材料などに主に用いられてきました。

しかし、現在では蛍光灯や電気スイッチなど一部の利用にとどまっています。

その水銀需要は、表に示すとおり、1990年代まで水銀の主たる需要先であった無機薬品（1990年需要量：17,361kg）向け及びアマルガム（1990年需要：2,523kg）向けの需要が、記環境規制の強化により、稲作の特効薬として使われてきた水銀農薬が製造禁止、苛性ソーダ用電極、塩素電解用電極、塩化ビニール用触媒としての水銀が製造転換に追いやられこととなり、現状での需要は「0」となっています。

国内の主要需要分野である電気機器及び電池材料の需要量については、ここ数年総量ベースで2,300kg程度と大きな変化はなく、電気機器向け需要が増加傾向にあるのに対し、電池材料向け需要は減少傾向

を示しています。また2001年まで国内需要の20～30%を占めていた計量器向け需要は、年々減少を続け2006年の需要量は「0」となりました。

●水銀の毒性

純粋な金属水銀は、他の重金属と同様に、蓄積されることによって毒性を発揮します。水銀の化合物は単体の水銀よりもはるかに高い毒性を持つことが知られ、水銀を含む有機化合物では特に顕著です。例えば、ジメチル水銀は数分の1ミリリットルの量でも死に至る神経毒があります。

水銀は中枢神経・内分泌器・腎臓などの器官に障害をもたらし、口腔・歯茎・歯にも損傷を与えます。高濃度の、もしくは低濃度であっても長時間水銀の蒸気にさらされると、脳に障害を受け、最終的には死に至るといわれています。水銀およびその化合物は、特に胎児や幼児に対して有毒です。妊娠した女性が水銀に被曝した場合、発生障害を持った子供が生まれることがあるとされています。

●水銀削減をめぐる国際的動向

国際的には水銀は国連環境計画（UNEP）が2001年から地球規模での水銀汚染に関する活動（UNEP水銀プログラム）を開始し、以下のような課題があげられています。

- 国内、地域及び地球規模での、緊急対応と長期対策を可能な限り早期に着手すべきである。
- 管理理事会は、すべての国に対し、これらの目標を定めるとともに、必要に応じて、曝露を被った人々や生態系の特定や人為的な水銀の放出を減少させるという観点から国内対策を講じるよう要請する。
- UNEPに対しては、水銀汚染に関する対応策を取ろうとする国への技術的な支援及びキャパシティービルディングを開始するよう求める。

UNEPでは、この要請に応え、来年中には水銀プログラムを策定することになっています。

水銀需給推移

(kg)

区 分	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
繰越在庫	65,144	180,498	60,021	6,791	4,774	5,167
回 収	705	1,408	840	811	385	198
輸 入	11,045	6,902	5,459	3,453	3,453	3,453
供給計	76,894	188,808	66,320	11,055	8,612	8,818
国内需要						
アマルガム	0	0	0	0	0	0
無機薬品	1,477	10	3	0	0	0
電気機器	2,289	432	1,061	1,137	1,225	1,275
計量器	3,335	1,083	1,525	1,378	626	0
電池材料	2,058	1,765	1,259	1,186	1,141	1,016
その他	1,208	3,669	4,427	4,157	6,509	7,713
国内需要計	10,367	6,959	8,275	7,858	9,501	10,004
輸 出	16,502	5,173	125,872	37,735	107,031	248,935
需要計	26,869	12,132	134,147	45,593	116,532	258,939

（出典：経済産業省鉄鋼・非鉄金属・金属製品統計年報、日本鋳業協会・鋳山）
我が国の唯一の水銀生産者は野村興産株式会社で、廃乾電池、廃蛍光灯、廃試薬等から水銀をリサイクルして供給している。

環境省主催「化学物質審査規制法の見直しに関するシンポジウム」のお知らせ

環境省は、現在「化学物質審査規制法（化審法）」の見直し作業を進めていますが、そこで市民団体等の意見を聴取し、関係者による意見交換を行うためのシンポジウムが開かれます。国民会議も意見発表団体として参加する予定です。

日時：6月29日（日）14:00～16:30（受付は13:30開始）

場所：東京国際フォーラム1階 ホールD1（定員132名）

（東京都千代田区丸の内3丁目5番1号）

参加は事前申し込み（電子メール又はFAXにて6月18日15:00まで必着）ですが、空席の状況については下記にお問い合わせください。

化学物質審査規制法の見直しに関するシンポジウム事務局

Tel：03-3553-2241、Fax：03-3553-7092

E-mail：chem@tube.co.jp

今後の活動予定のご案内

今期は、設立10周年ということもあり、重金属連続セミナーをはじめ、様々な催し物が目白押しです。予定のものも含めた今後の予定を紹介します。詳しくことが決まり次第、ホームページの方でもご連絡します。皆様のご参加をお待ちしております。

1. 6月28日 重金属問題連続セミナー④「母子毛髪ミネラル分析についての報告」

時間：午後1:30～4:30、場所：こどもの城 研修室

東京都渋谷区神宮前5-53-1 TEL.03-3797-5677

2. 6月29日 「化学物質審査規制法の見直しに関するシンポジウム」

環境省主催のシンポジウムですが、国民会議も意見発表団体として参加する予定です。

3. 9月27日 10周年記念事業「子どもの環境保健に関する国際NGOフォーラム」（仮称）

海外ゲスト：ピーター・マイヤーズ氏（「奪われし未来」の共著者）

リチャード・ワイルズ氏

（Environmental Working Group(EWG)副代表）

時間・場所：未定

編集後記

広報委員会委員長 佐和洋亮

環境サミット

たまたま5月に洞爺湖畔の有珠山へ行きました。桜と梅と新緑が入り乱れる美しい北海道の季節です。湖畔の小高い丘の頂上に軍艦の形に似たサミットの会場のホテルが見えます。以前から宿泊客は受け入れず、地元の温泉街のホテルの従業員の入込にまで色々なお達しが来ているそうです。

さて、サミット議長国として成果を上げることができるのでしょうか。

政府は、2050年時点での温室効果ガスの削減目標を「現状比60ないし80%削減」という方針を発表しました。先般の主要8カ国（G8）環境相会議で、日本が2020年までの温室効果ガス中期削減目標を提示できず、批判されたことの結果とも考えられます。

しかし、削減目標を欧州連合の水準に掲げたことだけでは、大ざっぱな見通しを示したといえます。

大切なことは、具体的な低炭素社会のプロセスを示すことだと思います。思いつくままを書いてみますと、

1. 石油消費を節約できる公共機関を活用すること。

都会では相変わらず自動車の交通ラッシュが続いています。

2. 森林を整備して緑のダムを作ること。

都会の周辺は森林が伐採され、相変わらず宅地造成が続いています。

3. 石油に代わる自然エネルギーを活用すること。

風力発電では、その建設自体が自然環境を破壊している面もあります。太陽熱利用やバイオエネルギーも政策としては不十分です。

4. 産業分野別に削減可能量を設定すること。

5. 政府の方針として、日本の高い技術力を生かすいわゆる省エネ技術が強調され、また、世界的には温暖化ガス排出権取引が提案されていますが、いずれにせよこれらは正面から温室効果ガスを削減するという方法ではありません。

地球環境問題は、ここ10ないし15年間で勝負だといわれています。国民の間で、生活の中で少しずつ環境問題に取り組む動きが増えてきたことが救いかも知れません。

◎活動報告（08/04～08/06）

4月20日 重金属問題連続セミナー②「水銀汚染は終わっていない」

4月26日 食の安全・監視市民委員会主催 第6回総会記念講演会「頭髮検査からみえてきたもの～重金属汚染調査中間報告として～」

5月8日 常任幹事会

5月9日 化学物質政策基本法制定ネットワーク（略称ケミ・ネット）結成準備会

5月22日 食品プロジェクト会議

5月28～29日 「化学物質政策基本法試案の提言」を国会議員と関係省庁へ提出

5月31日 重金属問題連続セミナー③「重金属汚染と毛髪ミネラル」

6月5日 化学物質過敏症プロジェクト会議

6月7日 有害化学物質削減ネットワーク主催 総会記念シンポジウム「どうする化学物質管理－化審法改正に向けた市民からの提案」

ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議 提言と実行

ニュースレター 第52号

2008年6月発行

発行所

ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議 事務局

〒160-0004

東京都新宿区四谷1-21

戸田ビル4階

TEL 03-5368-2735

FAX 03-5368-2736

郵便振替 00170-1-56642

ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議

編集協力・レイアウト

（有総合工房キャブ）

* 国民会議事務局のE-mailアドレスは、kokumin-kaigi@syd.odn.ne.jpです。

HPは、<http://www.kokumin-kaigi.org>